

松阪市 第10次高齢者保健福祉計画及び 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月
松阪市

1 基本理念

高齢者がいつまでも安心して
自分らしく元気に地域で暮らし続けることができるまち

本計画の基本理念については、これまでの高齢者福祉の取組との連続性、整合性から第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の理念「高齢者がいつまでも安心して地域で暮らし続けることができるまちづくり」を引き継ぐものとしします。

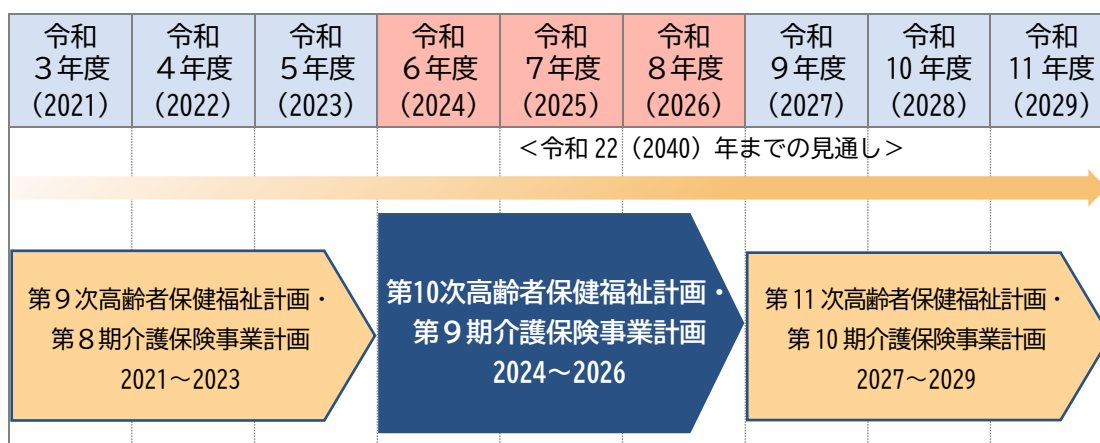
この基本理念に基づき、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちをめざします。

2 計画策定の趣旨と背景

令和5年度で現在の計画期間が満了することから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間とする「松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

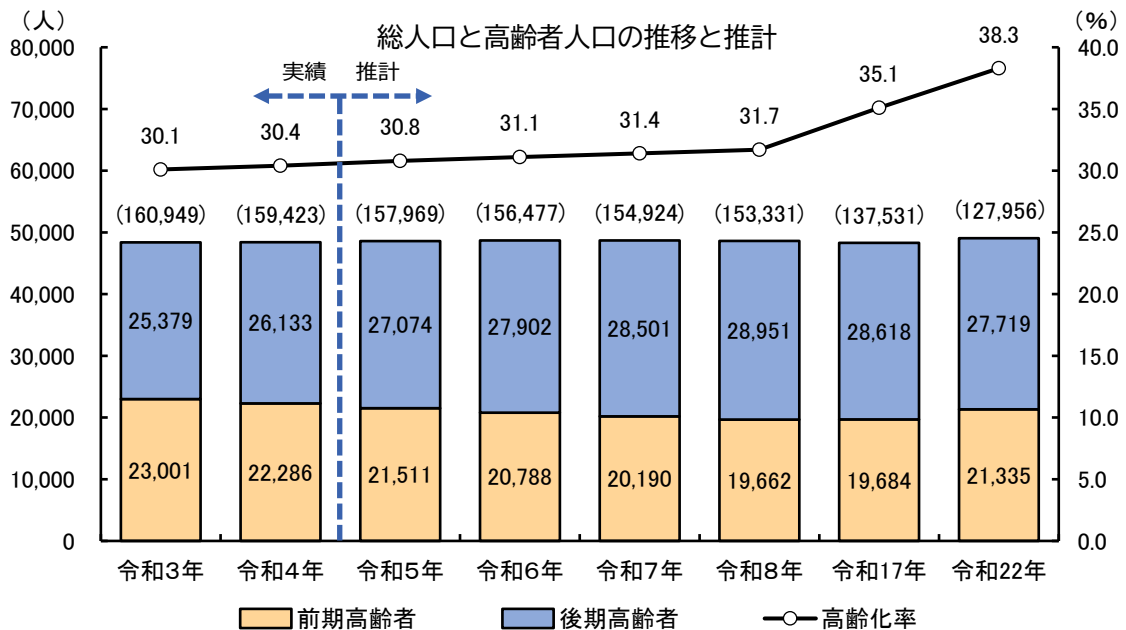


4 計画の策定体制

「松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会」は、保健・医療・福祉関係者と公募の市民委員によって構成されており、高齢者の健康と福祉に関する計画内容を協議・検討しました。このプロセスでは、アンケート調査やパブリックコメントを通じて意見や要望を集約し、本計画の基礎資料として活用しています。

5 高齢者人口の推移と推計

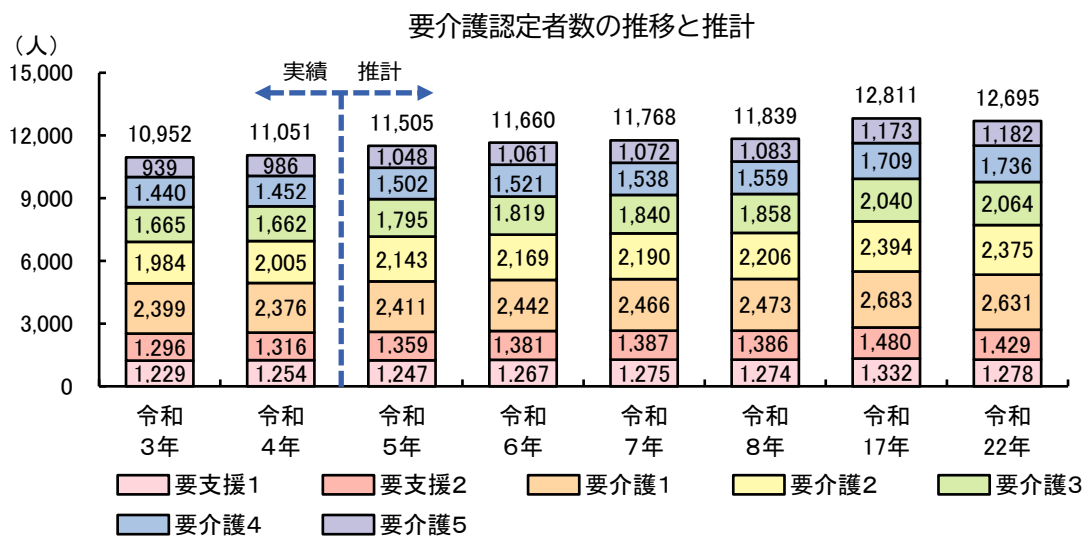
- 本市の総人口は減少傾向です。
- 高齢者全体の人口も、令和17年までは減少傾向にありますが、令和22年までに増加傾向となる見込みです。



※ () の数値は総人口 資料：【実績】住民基本台帳（各年10月1日）
 【推計】住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

6 認定者数の推移と推計

- 認定者数は、年々増加しています。
- 令和22年までには減少傾向に転じる見込みです。



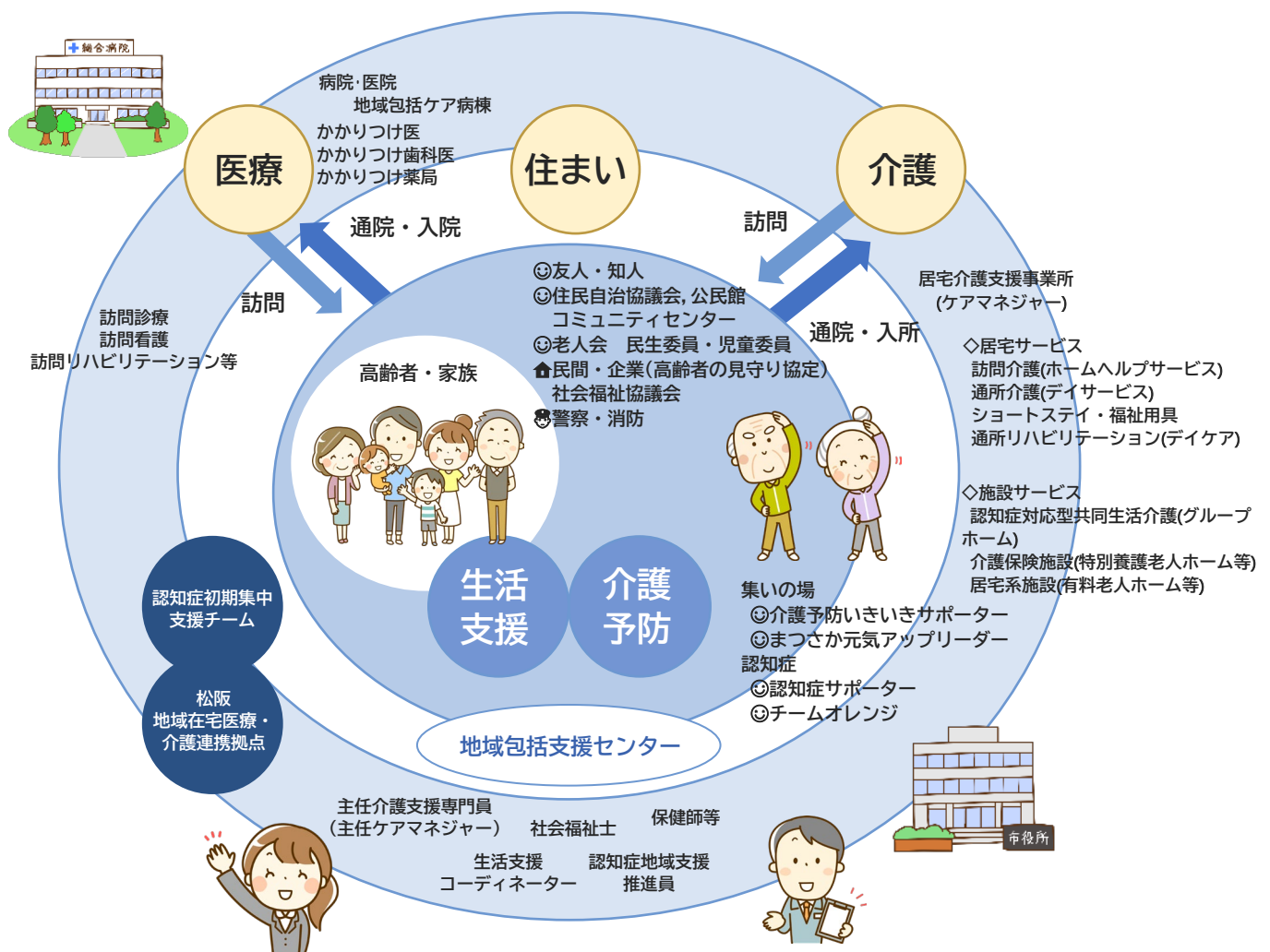
※第1号被保険者のみ 資料：【実績】介護保険事業報告（各年度9月末）
 【推計】地域包括ケア「見える化」システム(認定率に使用)

7 地域包括ケアシステムの推進

本市では、これまでさまざまな職種の専門家が協力し、連携を図ってきました。特に、松阪市地域包括ケア推進会議を中心に、地域全体のケア体制を構築してきました。今後は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、さまざまな分野を超えた地域課題を共有し、解決に向けた取組を進め、地域包括ケアの推進体制をさらに強化します。

また、「支え手」と「受け手」の枠を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育て、公的な福祉サービスと連携しながら、お互いに支え合える「地域共生社会」を実現したいと考えています。この目標を達成するためには、自助、互助、共助、公助の仕組みをうまく機能させる必要があり、地域での支え合いをサポートしていきます。

高齢者の安心と暮らしを考える



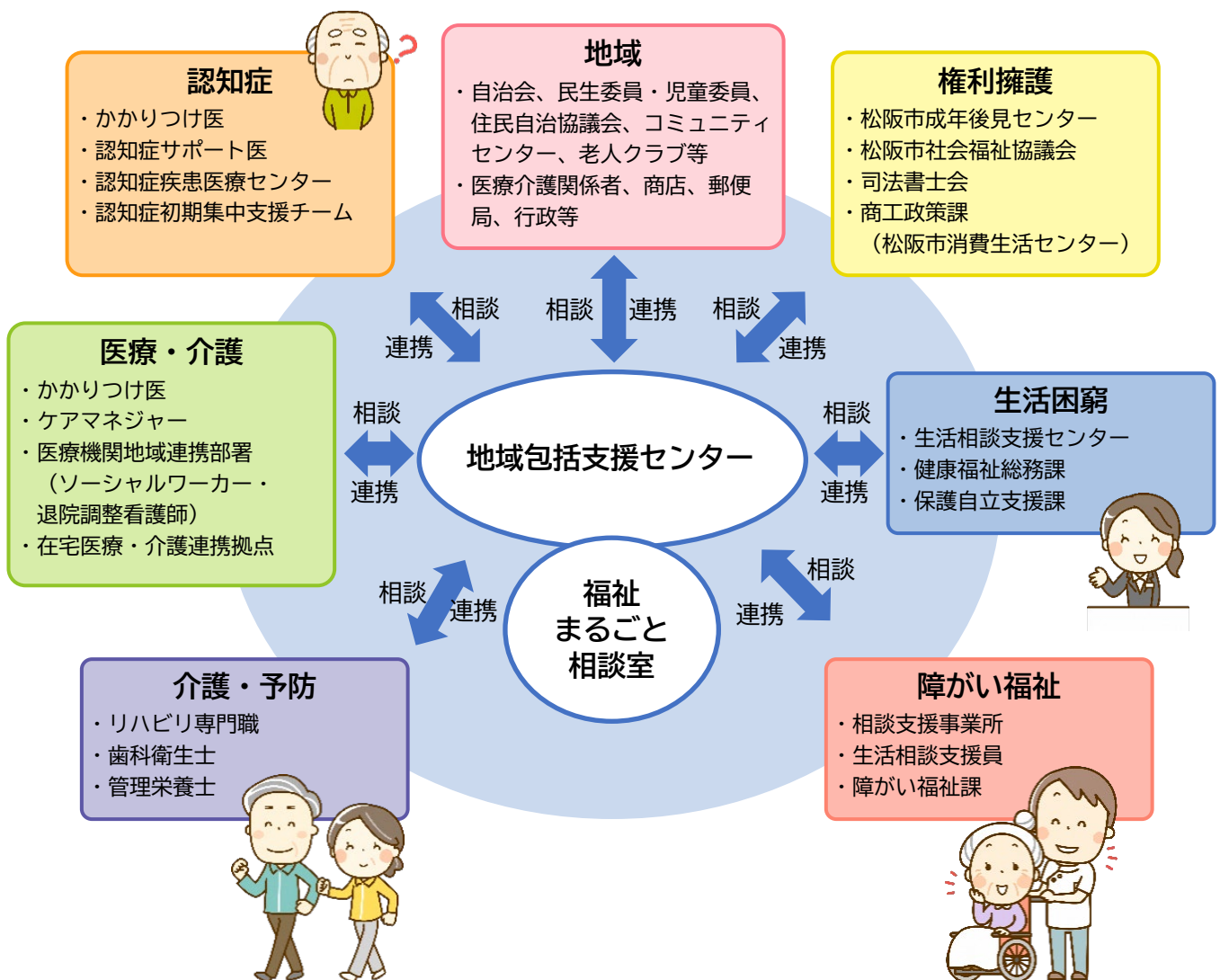
松阪市の地域包括ケア推進のイメージ図

8 地域包括支援センターを中核とした取組

市内には5つの地域包括支援センターが設置されており、それぞれに主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師などが配置されています。これらのセンターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して、自分らしく元気に生活を続けられるよう、介護、福祉、健康、医療などのさまざまな面から総合的にサポートする役割を果たしています。

また、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターも地域包括支援センターに配置されており、アウトリーチ型支援（現場に出向く支援）を実施しています。さらに、地域課題を把握し、関係機関と情報共有を図るなど、連携を強化しています。

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、さまざまな分野を超えた複雑な課題に対応するため、関係機関との連携を深め、総合的な窓口としての機能をさらに強化し、重層的な支援を実施します。



9 施策体系

【基本理念】

高齢者がいつまでも安心して
自分らしく元気に地域で暮らし続けることができるまち

[基本的な考え][横断的施策]

[基本的施策]

[施策・事業]

地域のあらゆる住民が役割を持ち、
支え合いながら自分らしく活躍できるまちを目指して

地域包括ケアシステムのさらなる推進

地域包括支援センターを中核とした取組

1 《予防》
健康づくりと介護予防の推進

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 介護予防・フレイル予防の推進
- (3) 社会参加と生きがいづくりの推進

2 《生活支援》
高齢者が地域で暮らす体制づくり

- (1) 重層的・包括的な支え合いの地域づくりの推進
- (2) 高齢者福祉サービスの充実

3 《認知症》
認知症施策の充実

- (1) 認知症を正しく理解し、寄り添えるまちづくり
- (2) 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制づくり

4 《権利擁護》
権利擁護の推進

- (1) 成年後見制度の利用促進
- (2) 高齢者の虐待防止

5 《医療》
在宅医療と介護・福祉の連携

- (1) 医療・介護・福祉の連携推進

6 《住まい》
安心して暮らせる地域づくり

- (1) 多様な住まい方の支援
- (2) 高齢者の安全安心対策

7 《介護》
介護を受けながら安心して暮らす

- (1) 適切な介護サービスの提供
- (2) 介護給付の適正化
- (3) 本人・家族介護者への支援
- (4) 介護人材の育成と確保、介護現場の効率化

10 施策・事業の展開

1. 《予防》健康づくりと介護予防の推進

高齢者の健康意識向上と健康的なライフスタイルの実践を支援し、介護予防やフレイル予防の取組を地域に合わせて進めることで、高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進します。



施策・事業

(1) 健康づくりの推進

- 生活習慣病の予防と重症化予防
- 健康なまちづくりの推進

(2) 介護予防・フレイル予防の推進

- 介護予防教室(フレイル予防)
- 介護予防いきいきサポーターの養成
- 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業

(3) 社会参加と生きがいづくりの推進

- 高齢者学級ほか各公民館及びコミュニティセンター趣味サークル
- 高齢者ボランティアポイント事業(ささえさん)
- 住民主体による多様な集いの場(宅老所・サロン、自主グループ)
- 老人クラブ活動
- 介護予防いきいきサポーター及び住民主体型通所型サービスBの活動支援
- 就労対策(シルバー人材センター)
- お元気応援ポイント事業
- 老人福祉センター

2. 《生活支援》高齢者が地域で暮らす体制づくり

高齢者の充実した地域生活のために、生活支援と高齢者福祉サービスを充実させ、地域での支え合いを重視。生活支援コーディネーターの活動を広め、高齢者のニーズに合わせた支援を展開し、安心して元気に暮らせる環境を整備します。



施策・事業

(1) 重層的・包括的な支え合いの地域づくりの推進

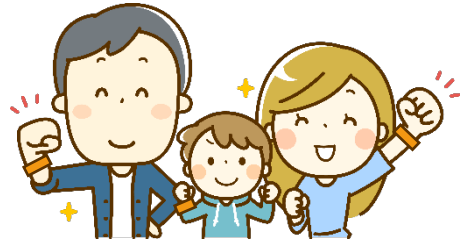
- 多様な主体による生活支援
- 住民自治協議会活動交付金
- 地域における推進組織の充実
- 福祉まるごと相談室との連携
- 生活支援コーディネーターの活動の充実

(2) 高齢者福祉サービスの充実

- 訪問サービス事業
- 移送サービス等
- 通所サービス事業
- 家族介護支援事業
- その他のサービス事業

3. 《認知症》認知症施策の充実

認知症対策を強化します。認知症サポーター養成講座や「チームオレンジ」の仕組みを通じて、地域の理解を深め、高齢者と家族の支援体制を構築します。



施策・事業

(1) 認知症を正しく理解し、寄り添えるまちづくり

- 認知症サポーター養成講座
- チームオレンジの取組
- 認知症カフェ・サロンなど地域の取組の充実
- 認知症市民フォーラム等の開催
- 企業との連携
- おかえり SOS ネットワークまつさかの充実
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業
- 認知症等高齢者 GPS 端末貸与事業

(2) 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制づくり

- 認知症ハンドブックの活用の推進
- 認知症の早期発見
- 認知症予防教室
- 物忘れ相談会
- 認知症地域支援推進員の活動の充実
- 認知症初期集中支援チームの充実
- 医療・介護関係者の認知症対応力向上研修

4. 《権利擁護》権利擁護の推進

高齢者の権利と財産を守り、安心して日常生活を送るために、成年後見制度の利用を促進し、市民が適切に利用できるよう支援します。高齢者虐待防止ネットワークや生活困窮者自立相談支援事業を通じて、高齢者の権利擁護を推進し、心身の健康を支える総合的な支援体制を整備します。



施策・事業

(1) 成年後見制度の利用促進

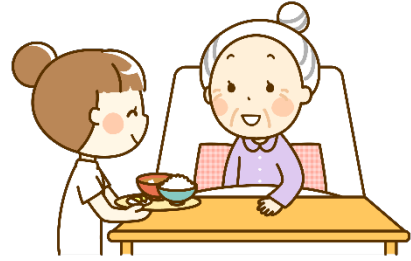
- 権利擁護事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 市長申立て（首長申立て）
- 成年後見センター中核機関の機能の充実
- 日常生活自立支援事業
- 松阪市エンディングサポート事業
- 松阪市版エンディングノート
- 「もめんノート」の活用促進

(2) 高齢者の虐待防止

- 高齢者虐待防止対策ネットワーク事業
- 生活困窮者自立相談支援事業
- 地域自死対策強化事業

5. 《医療》在宅医療と介護・福祉の連携

医療と介護・福祉の連携を強化し、住み慣れた地域で自分らしく元気に暮らし続けるための取組を進めます。在宅医療と介護の連携を円滑にするためにICTを活用し、情報共有を支援します。また、地域住民への普及啓発活動を通じて、適切な支援が在宅で利用できる体制を整備します。



施策・事業

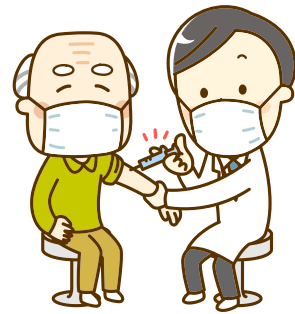
(1) 医療・介護・福祉の連携推進

- 地域の医療・介護の資源の把握と共有化
- 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の協議
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- 医療・介護関係者等の情報共有の支援
- 医療・介護関係者等の研修
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 地域住民への普及啓発
- 関係市町との連携

6. 《住まい》安心して暮らせる地域づくり

高齢者の方々が自分らしいライフスタイルに合った多様な住まい方を選択できるよう、さまざまな施設や住宅の確保を支援します。

また、高齢者の安全と安心を守るために、災害や感染症に備える取組を強化します。緊急時には迅速な対応ができるように努めていきます。



施策・事業

(1) 多様な住まい方の支援

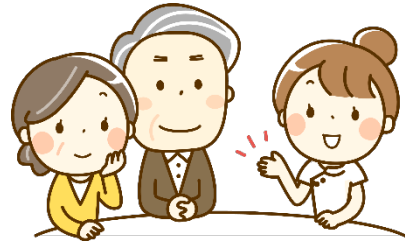
- 養護老人ホーム
- 高齢者生活福祉センター
- 軽費老人ホーム
- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

(2) 高齢者の安全安心対策

- 住まいの安全安心の確保
- 災害や感染症等への備えの充実
- 救急医療情報キットの周知と啓発

7. 《介護》 介護を受けながら安心してできる暮らし

高齢者のニーズに適した総合的な介護体制を整え、介護給付の適正化を図ることにより、本人や家族介護者への適切な支援を提供し、介護人材の育成と介護現場の生産性向上に取り組みます。



施策・事業

(1) 適切な介護サービスの提供

- 居宅サービスの給付
- 地域密着型サービスの給付
- 施設サービスの給付
- 介護予防・生活支援サービス事業の給付

(2) 介護給付の適正化

- 要介護認定の適正化
- ケアプランの点検、住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査
- 介護サービス相談員の派遣
- 介護保険制度の周知
- 苦情対応・解決のための体制

(3) 本人・家族介護者への支援

- おかえり SOS ネットワークまつさかの充実（再掲）
- 認知症等高齢者 GPS 端末貸与事業（再掲）
- 高齢者虐待防止対策ネットワーク（再掲）
- 寝たきり高齢者等紙オムツ給付事業（再掲）
- 介護離職防止のための啓発活動等

(4) 介護人材の育成と確保、介護現場の効率化

- 介護人材の育成と確保
- 介護現場の効率化
- 介護予防いきいきサポーター及び住民主体型通所型サービスBの活動支援（再掲）
- 地域における推進組織の充実（再掲）

11 介護保険事業費等の見込み

令和6年度から令和8年度までの標準給付費と地域支援事業費の見込みを以下のように算定しました。

単位：(千円)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護保険事業費	18,901,385	19,179,617	19,318,100
標準給付費見込額	18,131,775	18,397,566	18,539,049
地域支援事業費見込額	769,610	782,051	779,051

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

12 所得段階別保険料の設定

令和6年度から令和8年度までの所得段階は、第8期の14段階から国が示す標準に沿って2段階増やし、16段階と設定しました。

第9期介護保険事業計画期間（令和6年度～令和8年度）の所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	割合	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方及び、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.42	35,179円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.5	41,880円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.555	46,486円
第4段階	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.85	71,196円
第5段階	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	83,760円 (月額6,980円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の方	基準額 × 1.25	104,700円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上125万円未満の方	基準額 × 1.3	108,888円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.45	121,452円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.85	154,956円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.95	163,332円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 2.05	171,708円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.2	184,272円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.3	192,648円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.4	201,024円
第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,300万円未満の方	基準額 × 2.6	217,776円
第16段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,300万円以上の方	基準額 × 2.8	234,528円

※国が示す低所得者に対する軽減強化の割合に沿って、第1段階は0.42から0.25とし14,239円を、第2段階は0.5から0.4とし8,376円を、第3段階は0.555から0.55とし418円をそれぞれ軽減します。



松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画 概要版

令和6年3月

発行：松阪市健康福祉部介護保険課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

電話：0598-53-4058

FAX：0598-26-4035